

皆さんの希望です 請願・陳情

請願は、皆さんが国や県、市区町村に対し、一定の希望を述べるものです。憲法には、国民の基本的権利として請願権（第16条）が保障されています。陳情は、法で定められた権利ではありませんが、取手市議会では、請願と同様に審議しています。

請願

●黒字の国民健康保険税引き下げを求める請願書：不採択

国民健康保険税の引き下げ、保険証の取り上げをやることを求めるもの。

〔紹介議員〕

加増議員

〔討論〕

遠山議員：国保加入者の暮らしを守り、安心して医療機関にかかれる制度とするために、日本共産党は一貫して国保税の引き下げ、減免制度の実現を求めてきた。

引き続き取り組みことを表明し、賛成。

平議員：持たないと言われている公的医療保険を持たせるよう頑張るべき。制度が借金だらけになり立ち行かなくなる構図と一緒に第2、第3医療技術の弊害も議論していくべき。反対。



陳情

●守谷市・取手市の図書館相互利用に関する協定についての陳情：採択

守谷市・取手市の図書館相互利用に関する協定書の締結について、平成26年度を最終目標に調整を図ることを求めるもの。

●市立図書館の開館時間変更についての陳情書：不採択

土曜日・日曜日の図書館開館時間を午後9時まで（現在は午後6時まで）延長するために、図書館管理運営規則の見直しを求めるもの。

〔討論〕

関戸議員：利用時間、利用人数を見ていくとやはり場所の問題が大きい。東急跡地に図書館を移せば夜でも通勤者が使える。そういう道につながるのではないか。賛成。

●取手市民の権利と義務に関する陳情：不採択

市が被告となる損害賠償請求事件（民事裁判）に関する、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部から送付された訴状の公開を求めるもの。

〔討論〕

池田議員：裁判所に問い合わせたところ、訴状は被告に送られた段階から裁判所で閲覧できるとのこと。情報が公開できる状態と考えれば非開示にする理由にならない。賛成。



左から取手図書館、守谷中央図書館（守谷市大柏）、ふじしろ図書館

●取手市議会基本条例の改廃と政務調査費（※）の廃止に関する陳情：不採択

取手市議会基本条例第5条3項及び4項の改廃及び政務調査費に関する条例及び規則の廃止を求めるもの。

取手市議会基本条例（一部抜粋）

第5条

第3項 議会は、請願及び陳情を政策提案として受け止め、これからの提出者から発言の申出があったときは、特別の理由がない限り、提出者代表の意見を聴く機会を設けなければならない。

第4項 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮り市民の発言を許可することができる。

※ただし、第3項の規定については、当分の間、委員会のみで行うものとします。

●政務調査費（※）に関し、議会議決及び監査結果の処理について、地方自治法第98条による検査を求める陳情：不採択

平成23年第4回定例会における政務調査費返還の議決及び陳情者が行った住民監査結果についての確認と検査を求めるもの。

※政務調査費：地方自治体がその議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員又は会派に交付する金銭的給付。

取手市では、会派に対して、その会派に4月初日時点で所属する議員数に10万円を乗じた額を毎年交付しています。

●小学校・中学校における放射線についての副読本に対する陳情：不採択

副読本の配布中止及び回収と副読本の内容変更の意見書提出を求めるもの。

〔討論〕

関戸議員：副読本を読んで、いまだに原発の安全神話にとりついた方であつたられたのではないかと疑問を抱いている。回収により日本の安全神話がおかしいことを改めて知ってほしい。賛成。

小嶋議員：書いてあることは間違いのないから回収する必要は全くない。正しい知識が書いてある。反対。

池田議員：副読本の内容自体に問題がある。委員会で、教育委員会でも似たような認識を持っていると感じた。内容変更について、考えているところは同じ。賛成。

請願・陳情の提出方法

請願・陳情の様式は、取手市ホームページの議会のページからダウンロードできますので、ご利用ください。なお、提出について、ご不明な点がございましたら、お気軽に議会事務局までお問い合わせください。（請願の様式例）

〇〇〇〇〇〇を求める請願

紹介議員 ××××

請願者代表住所 氏名

・請願趣旨

・請願事項
以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。
平成 年 月 日
取手市議会議長 殿

住所	氏名

●次回の陳情は慎重審査を期すため、次の定例会まで継続審査となりました。

●障害者のためのケアホーム設置に関する陳情

●外来水生生物に関する陳情

市村議員：どのような立場で何を伝えるために書いたものか明確にすべき。放射線は危険と書いていかなければならない。賛成。



文部科学省発行の放射線副読本 小学生用(左)、中学生用(右)